

目次

1. 道路	1
1) 歩車道分離	1
2) 避難通路	1
3) 道路の構造等	1
4) 交差点等	2
5) 道路側溝	3
6) 歩道	5
7) 街路樹	7
8) 標識等の設置場所	7
9) 交通安全施設	8
10) 雨水排水管	8
2. 公園施設	9
1) 公園の面積規模	9
2) 公園の施設等	10
3) 公園施設以外の占用物件の協議	13
4) 公園の維持管理等	13
3. 消防水利等	14
1) 消防水利の設置	14
2) 消防水利の設置基準	14
3) 防火水槽の用地	15
4) 防火水槽の規格	17
5) 消火栓の規格	17
6) 水利標識及び明示	17
7) 消防活動用空地	18
8) 上下階操作型避難ハッチ	20
9) その他の消防施設	20
10) 検査等	20
11) 消防水利施設等の指定	20
12) 維持管理	20
4. 文化財	20
5. 集会所施設	21
1) 設置基準	21
2) 構造・間取り・備品	21
3) 掲示板	21
6. 環境衛生	26
7. ごみ集積施設	27
1) ごみ集積施設設置基準	27

2)ごみ集積施設設置構造	27
3)ごみ集積施設の維持管理等について	27
8. 給水施設	29
1)申請者による設計・施工	29
2)配水施設設置基準	29
3)配水管の設置基準	29
9. 雨水排水	29
10. 汚水	30
1)下水道計画	30
11. 溜池施設	30
12. その他公共の用に供する施設	31
13. 駐車場の確保(集合住宅)	31
14. その他	36

亀岡市宅地開発等に関する条例(以下「宅地開発条例」という。)第6条第1項の公共施設等の基準並びに亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(以下「許可基準条例」という。)第4条及び第5条の集会所施設及びごみ集積施設の設置に係る基準を次のとおり定める。

1. 道路

本市が管理する(帰属予定を含む)道路施設は、次によるほか、道路構造令及び亀岡市道路の構造の基準に関する条例で定める基準に適合するように計画すること。

- ① 宅地開発条例第3条第1号に掲げる開発行為に係る道路は、「都市計画法開発許可申請の実務」第5章第2節の技術基準(以下「開発許可技術基準」という。)に適合するように計画すること。
- ② 宅地開発条例第3条第3号に掲げる開発行為において、市道認定予定道路として道路を新設又は拡幅する場合は、開発許可技術基準のうち、都市計画法施行令第25条第2号及び第4号を除く基準に適合するように計画すること。

1) 歩車道分離

開発区域内に新設される幅員9.0m以上の道路は、道路幅員に応じ、次表に掲げる幅員の歩道を設けること。

道路幅員	歩道幅員	備考
9.0m以上 12.0m未満	2.50m(片側)	道路管理者が必要と認める場合は、相当幅員の歩道を片側に設けることができる。
12.0m以上 16.0m未満	2.50m(両側)	
16.0m以上 18.0m未満	3.50m(両側)	
18.0m以上	3.50m(両側)	

開発区域外の道路についても当該開発行為に伴い道路管理者が必要と認める場合は、歩道及び安全施設の整備をあわせて行うこと。

2) 避難通路

避難通路の有効幅員は2.0m以上確保すること。舗装は、透水性舗装またはコンクリート舗装とすること。進入車両を排除する必要が認められる場合は、車止め施設(埋め込み伸縮式またはボルト固定式)を設けるとともに、「歩行者及び自転車の専用道路」と明記した看板等を設置すること。

また、避難通路内の地下埋設物等については各施設の基準に基づき設置するとともに、帰属後、当該占用物管理者が占用申請を行うこと。

※既存の公共施設(里道等)を避難通路として使用する場合は、当該公共施設管理者の同意が必要。

3) 道路の構造等

舗装構造については、路床土の設計CBRを求め、次の区分により施工すること。

ただし、事前にCBR試験を行い計画すること。

交通区分	旧区分	舗装計画交通量(単位:台/日・方向)
N7	D交通	3000以上
N6	C交通	1000以上3000未満
N5	B交通	250以上1000未満
N4	A交通	100以上250未満
N3	L交通	40以上100未満
N2		15以上40未満
N1		15未満

歩道又は自転車道の横断勾配は1.0%とする。

4)交差点等

道路が同一平面で交差し、接続する箇所は、原則直角に交差又は接続するよう計画すること。やむを得ない場合も、直角に近い角度とすること。

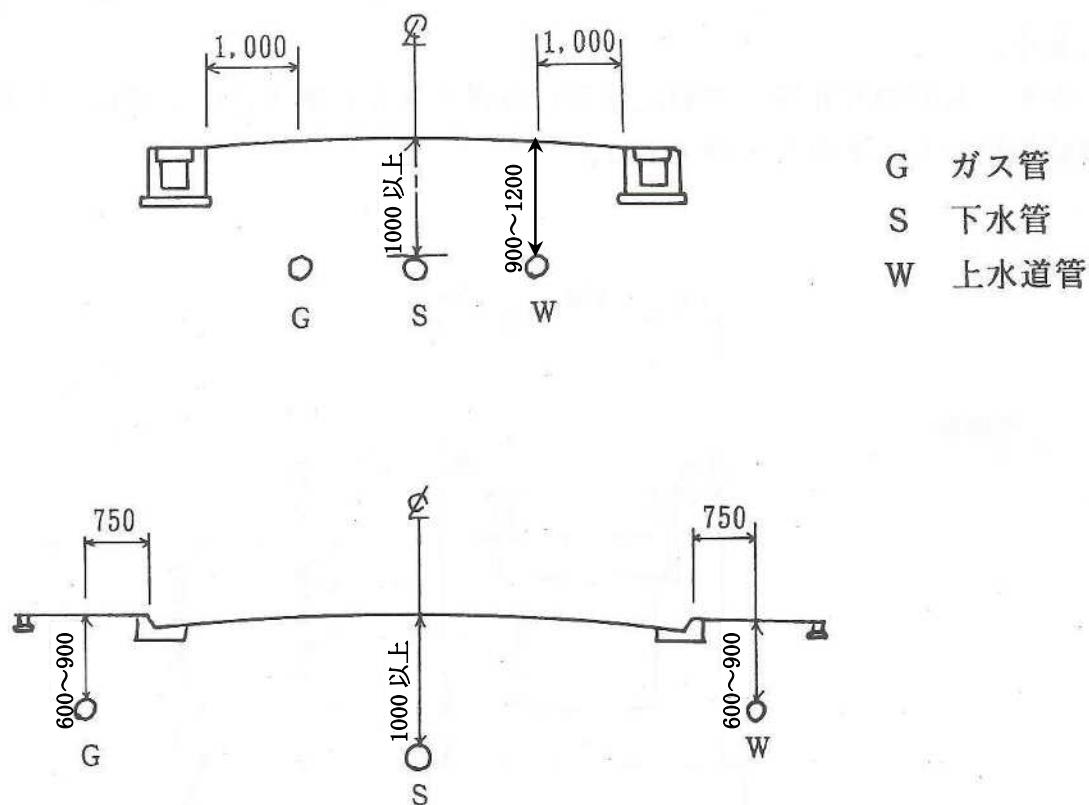
道路が同一平面で交差し、もしくは接続する箇所は一定の視野を確保するため適切な位置にすみ切りを設けること。

道路管理者と協議を行い、必要がある場合は、道路管理者と同伴して公安委員会と協議を行うこと。

道路内の地下埋設物に係る設計について、現市道においては、亀岡市道復旧工事基準に基づき、道路管理者と協議のうえ、設計を行い、あわせて道路管理者に道路法第32条の許可申請を行うこと。

また、新設の開発道路においては、亀岡市道復旧工事基準に基づき、道路管理者と協議のうえ、設計施工すること。なお、市道認定後、当該占用物管理者は、道路管理者に道路法第32条許可申請を行うこと。

(参考図:管径により埋設深の基準が変わります。)



道路構造物に使用する無筋コンクリート及び鉄筋コンクリートはそれぞれ呼び強度 $18\text{N}/\text{mm}^2$ 以上及び $24\text{N}/\text{mm}^2$ 以上とする。

また、コンクリートの水セメント比は、無筋コンクリートについては、60%以下とし、鉄筋コンクリートについては、55%以下とする。

5)道路側溝

道路排水は、すべて公共用地を経て流末処理される計画とすること。道路側溝に設置する蓋は、原則としてコンクリート製品等とする。

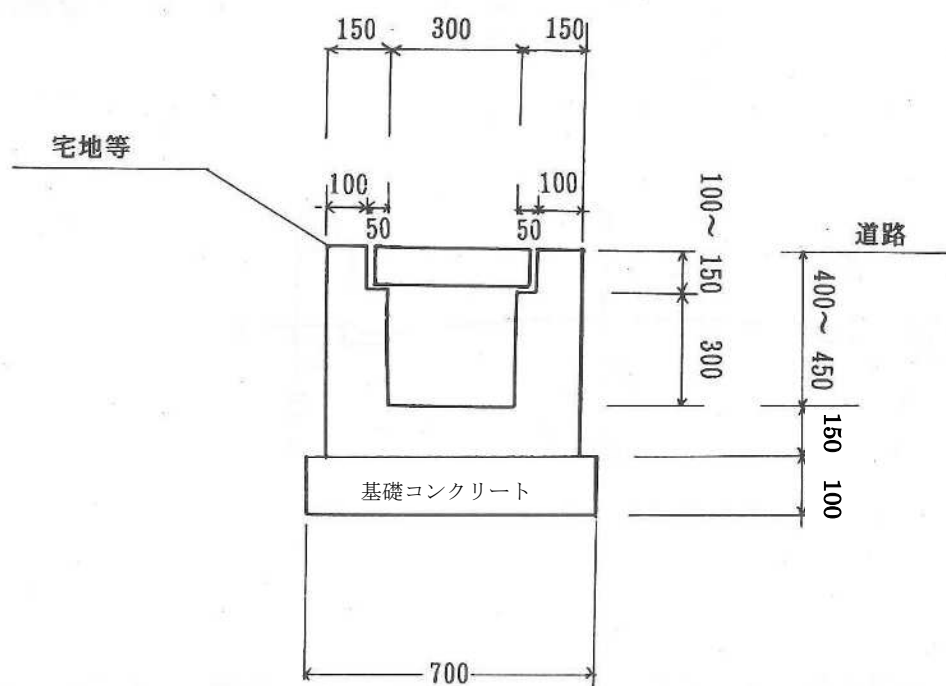
ただし、5m以内に1箇所グレーチング蓋(受枠付)を設置すること。

仕様については共に、すべり止め、騒音防止型とし、歩道及び歩車道兼用箇所を設置するグレーチング蓋は細目の目詰まり防止型とする。

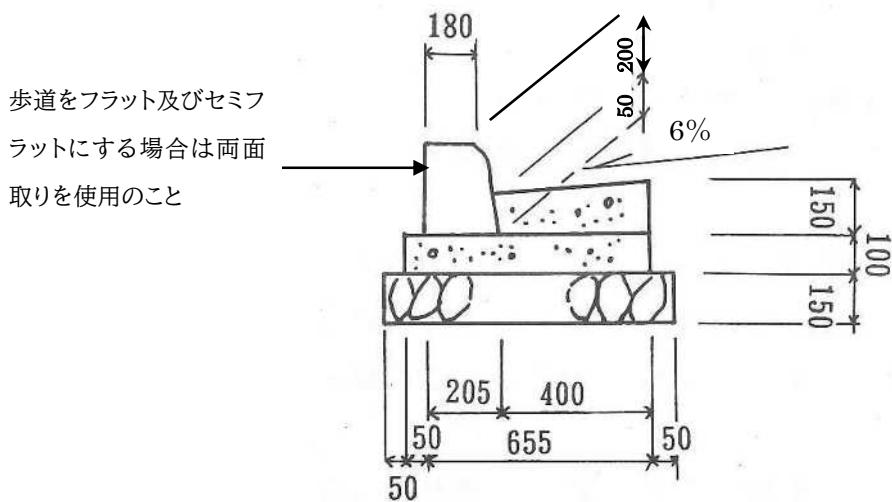
道路側溝は、原則として二次製品側溝とする。(荷重条件は、25t荷重とする。)

なお、勾配の変化等二次製品側溝が設置できない箇所については、現場打ちコンクリート側溝とすることができる。

合流点や分岐点には集水桝を設置することとし、泥溜めについては15cm以上とする。



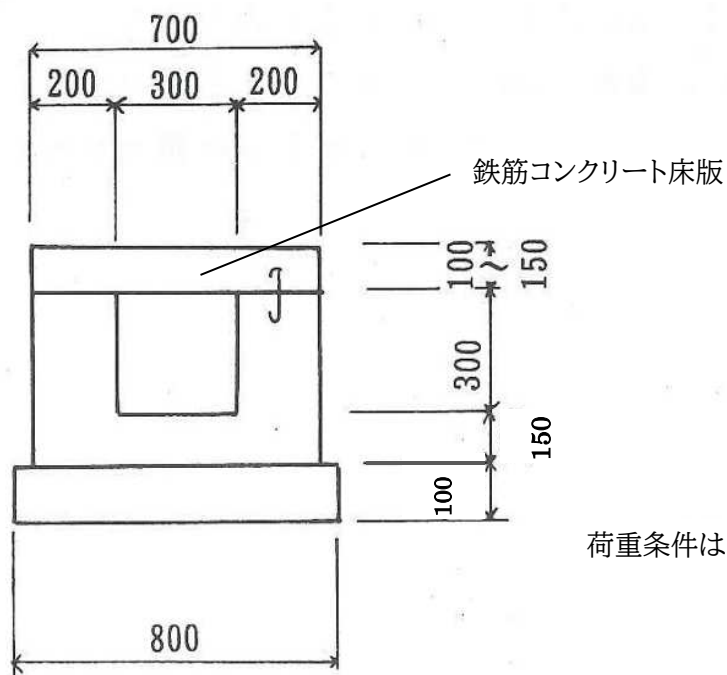
エラストイトは10mに1ヶ所及び
屈曲部並びに状況（断面変化等）に
応じて設ける（断面全体に設ける）



側溝勾配は、構造、断面で異なるが最大勾配は6%とする。最大勾配を超える場合は、道路管理者と協議する。最小勾配は、0.1%とする。

横断側溝は重圧管など基本暗渠とし、道路横断に設置する蓋は、原則として鉄筋コンクリート床版とする。

ただし、3.0mに1箇所グレーチング蓋(すべり止め・ボルト固定・細目の目詰まり防止型)を設置する。(荷重条件は、25t荷重とする。)



荷重条件は 25t荷重とする。